

兵庫県外で「利用される方」へ



1. 利用には産後ケア事業の申請が必要です

償還払いの対象は、産後ケア事業の申請日以降の利用分となります。

申請は、姫路市ホームページ内の「利用申請フォーム」から電子申請 もしくは、保健センター窓口でできます。

2. 利用できる実施機関

産後ケア事業の実施機関として所在地等の県市町村が承認している事業所が対象です。

利用される前に、実施機関所在地等の市町村ホームページや担当課へ電話等でご確認ください。

3. ご利用方法

①産後ケア事業対象の実施機関に予約

②利用時に持っていく物

・母子健康手帳

・利用状況報告書・内訳書（実施機関記載用）

※当市ホームページよりダウンロードし、印刷してご持参下さい

【実施機関に伝えていただきたいこと】

姫路市ホームページ内の『兵庫県外で利用される実施機関の方へ』を
ご確認くださいようお伝えください。

③ケアを受けた後、利用料全額を一旦実施機関にお支払いください。

④実施機関から利用状況報告書・内訳書と領収書を必ずお受け取り下さい。

4. 償還払いの手続きについて

・受付期限 出産後 1 年 1 か月まで

・受付場所 保健センター・保健センター分室

・手続きに必要なもの

①利用券 （産後ケア事業申請後、1～2週間後に自宅へ郵送）

②利用状況報告書・内訳書

③領収書

④利用者本人名義の通帳写し

⑤相手方登録申出書 （姫路市ホームページからダウンロード可能）

⑥印鑑

・振込について 償還払い手続き日から2～3か月後、本人指定の口座へ振り込みます。

5. 償還払いの対象となる額

実施機関でお支払いした全額から、負担金を差し引いた額(上限あり)が払い戻しの対象となります。

負担金は利用者様負担となります。

姫路市産後ケア事業
ホームページはこちら



【産後ケア事業 問い合わせ先】

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

電話(079)263-7863